

## 新潟県土木部建築工事仕様書作成要領

### (趣旨)

第1条 この新潟県土木部建築工事仕様書作成要領(以下「要領」という。)は、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(以下「建築等工事」という。)における適正な施工を確保するため、建設工事請負基準約款第1条などに規定する仕様書(以下「仕様書」という。)の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (仕様書の作成者)

第2条 仕様書は、建築等工事を所管または執行する機関において、この要領に定めるところにより作成する。

### (仕様書の適用範囲)

第3条 この要領により作成された仕様書は、新潟県土木部の所管する建築等工事または土木部が執行委任を受けた建築等工事の施工に適用する。

### (仕様書の構成)

第4条 仕様書は、共通仕様及び特記仕様で構成する。

- 2 共通仕様は、建築等工事の施工に共通する標準的な内容について記述したものをいう。
- 3 特記仕様は、共通仕様を補足し、施工に関する明細及び工事に固有の技術的要求を記述したものをいう。

### (共通仕様)

第5条 共通仕様の内容は、次の各号による。

- (1) 一般公共建築物((2)を除く。)にあつては、建築工事(建築改修工事を除く。)は別記1、電気設備工事は別記2、機械設備工事は別記3、建築改修工事は別記4によるものとする。
- (2) 公共住宅(改修工事を除く。)の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事は、別記5によるものとする。
- (3) 建築物の解体工事は、別記6によるものとする。

### (特記仕様)

第6条 特記仕様は、建築等工事を所管または執行する機関において、必要な事項を定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず特記仕様には、次の各号に定める事項を記載するものとする。
  - (1) 一般公共建築物((2)を除く。)にあつては、建築工事(建築改修工事を含む。)は別記7、電気設備工事は別記8、機械設備工事は別記9による。
  - (2) 公共住宅(改修工事を除く。)の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事は、別記10による。
  - (3) 建築物の解体工事は、別記7による。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。この要領の施行に伴い、従前の「新潟県建築工事共通仕様書・新潟県電気設備工事共通仕様書・新潟県機械設備工事共通仕様書(平成5年版)」は、廃止する。ただし、すでに従前の仕様書で施工中にあっては、引き続き従前の仕様書を適用することができる。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、従前の仕様書で施工している工事については、この限りでない。